



鳥取県公報

平成15年6月3日(火)

第7489号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (367) (協働推進室)	1
	農地保有合理化事業規程の承認 (368) (経営支援課)	2
	土地改良区の役員の就退任 (369) (耕地課)	2
	土地改良事業の工事の完了 (370) (〃)	3
人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (16) (給与課)	4
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者への公示による通知 (森林保全課) ...	8
調達公告	随意契約の相手方の決定 (3件) (電子県庁推進課)	9

告 示

鳥取県告示第367号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成15年7月19日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年6月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成15年5月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ラーバンマネジメント

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

木俣 信行

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市本町一丁目201

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、合併後の新生鳥取市をはじめ周辺地域が、親しみやすく永く住み続ける喜びと誇りが世代を超えて得られるような「まち」となるように、地域の「人」「もの」「文化」の育成・創造や交流等を即し、活

気のある地域社会を生み出すとともに、社会の共通財産等を環境に配慮し充実させることにより、市民によるまちづくりの担い手として活動し、公益の増進・福祉に寄与する。

鳥取県告示第368号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定に基づき農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成15年6月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 承認を受けた者の名称及び所在地

財団法人溝口町農業振興公社

日野郡溝口町溝口647

2 承認年月日

平成15年5月26日

3 承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

研修等事業

4 承認に係る農地保有合理化事業の実施地域

溝口町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）

鳥取県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり西伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年6月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	吉 村 光 一	西伯郡西伯町大字境1185
"	森 岡 幹 雄	西伯郡西伯町大字福成588
"	岩 崎 俊 郎	西伯郡西伯町大字福成1505
"	生 田 敞 皓	西伯郡西伯町大字福成2283
"	米 田 豊	西伯郡西伯町大字阿賀460
"	景 山 峻 吾	西伯郡西伯町大字阿賀477
"	松 本 清	西伯郡西伯町大字北方726
"	陶 山 和 憲	西伯郡西伯町大字猪小路8
"	恩 田 一 秀	西伯郡西伯町大字原801
"	吉 畑 盛 男	西伯郡西伯町大字西261
"	山 岡 好 一	西伯郡西伯町大字絹屋1316 - 2
"	磯 田 壽 彦	西伯郡西伯町大字鴨部1152
"	青 砥 好 明	西伯郡西伯町大字鴨部381
"	石 田 律 壽	西伯郡西伯町大字福頼105

” 藤 原 良 一 西伯郡西伯町大字徳長87
” 牧 野 永 一 西伯郡西伯町大字馬佐良344
” 村 田 良 雄 西伯郡西伯町大字東上515
” 松 本 武 雄 西伯郡西伯町大字能竹175
” 芝 田 亀 西伯郡会見町三崎181
” 森 本 雅 明 西伯郡会見町寺内355
監 事 大 塚 道 夫 西伯郡西伯町大字清水川260
” 生 田 喜美男 西伯郡西伯町大字原403
” 杉 山 節 夫 西伯郡西伯町大字落合533
平成15年4月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 吉 村 光 一 西伯郡西伯町大字境1185
” 森 岡 幹 雄 西伯郡西伯町大字福成588
” 岩 崎 俊 郎 西伯郡西伯町大字福成1505
” 生 田 敞 皓 西伯郡西伯町大字福成2283
” 恩 重 悟 西伯郡西伯町大字阿賀1246
” 景 山 峻 吾 西伯郡西伯町大字阿賀477
” 松 本 清 西伯郡西伯町大字北方726
” 陶 山 和 憲 西伯郡西伯町大字猪小路 8
” 恩 田 一 秀 西伯郡西伯町大字原801
” 生 田 喜美男 西伯郡西伯町大字原403
” 大 前 節 雄 西伯郡西伯町大字絹屋211
” 杉 山 節 夫 西伯郡西伯町大字落合533
” 小 谷 敦 美 西伯郡西伯町大字福頼114
” 青 砥 好 明 西伯郡西伯町大字鴨部381
” 藤 原 良 一 西伯郡西伯町大字徳長87
” 中 敦 史 西伯郡西伯町大字掛相575
” 村 田 良 雄 西伯郡西伯町大字東上515
” 松 本 武 雄 西伯郡西伯町大字能竹175
” 芝 田 亀 西伯郡会見町三崎181
” 稲 田 豊 西伯郡会見町寺内332
監 事 大 塚 敬 正 西伯郡西伯町大字清水川303
” 前 谷 勇 西伯郡西伯町大字絹屋947
” 遠 藤 光 弘 西伯郡西伯町大字鴨部1319
平成15年4月5日就任 任期 平成19年4月4日まで

鳥取県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年6月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
岸本町	基盤整備促進事業上細見地区区画整理	平成14年3月28日

人 事 委 員 会 規 則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月3日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第16号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前																						
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																						
1 略	1 略																						
2 岩美町	2 岩美町																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町 長 部 局</td> <td>課長 出納室長 課長補佐 (総務課又は財務課に所属するものに限る。) 庶務係長 (総務課に所属するものに限る。) 財政係長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健センター</td> <td>事務長</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町 長 部 局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課又は財務課に所属するものに限る。) 庶務係長 (総務課に所属するものに限る。) 財政係長	略		保健センター	事務長	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町 長 部 局</td> <td>課長 出納室長 課長補佐 (総務課又は企画財政課に所属するものに限る。) 庶務係長 (総務課に所属するものに限る。) 財政係長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健センター</td> <td>事務長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">病 院</td> <td>院長 副院長 事務長 薬剤 長 看護科長</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町 長 部 局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課又は企画財政課に所属するものに限る。) 庶務係長 (総務課に所属するものに限る。) 財政係長	略		保健センター	事務長	病 院	院長 副院長 事務長 薬剤 長 看護科長
機 関	職																						
略																							
町 長 部 局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課又は財務課に所属するものに限る。) 庶務係長 (総務課に所属するものに限る。) 財政係長																						
略																							
保健センター	事務長																						
機 関	職																						
略																							
町 長 部 局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課又は企画財政課に所属するものに限る。) 庶務係長 (総務課に所属するものに限る。) 財政係長																						
略																							
保健センター	事務長																						
病 院	院長 副院長 事務長 薬剤 長 看護科長																						

略	
3 ~ 5 略	
6 河原町	
機 関	職
略	
町 長 部 局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
保 育 所	所長
隣 保 館	副館長
略	
小 学 校	校長 教頭
幼 稚 園	園長
略	

7 及び 8 略

9 用瀬町	
機 関	職
略	
町 長 部 局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
保 育 所	所長
人権文化事務所	所長
略	
教育委員会事務局	教育長 課長
略	
小 学 校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

10 略

11 智頭町	
機 関	職
略	
町 長 部 局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
略	
教育委員会事務局	教育長 課長
略	

12 気高町

略	
3 ~ 5 略	
6 河原町	
機 関	職
略	
町 長 部 局	課長 参事 (総務課又は町民課に所属するものに限る。) 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
保 育 所	所長
略	
小 学 校	校長 教頭
略	

7 及び 8 略

9 用瀬町	
機 関	職
略	
町 長 部 局	課長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
保 育 所	所長
略	
教育委員会事務局	教育長
略	
小 学 校	校長 教頭

10 略

11 智頭町	
機 関	職
略	
町 長 部 局	課長 室長 出納室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
略	
教育委員会事務局	教育長
略	

12 気高町

機 関	職
略	
保 育 所	所長
略	
小 学 校	校長 教頭
学校給食共同調理場	所長
略	

13 鹿野町

機 関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 次長
略	

14 青谷町

機 関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 課長
略	

15～17 略

18 三朝町

機 関	職
略	
町 長 部 局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課又は財務課に所属するものに限る。)
福祉センター	館長
教育委員会事務局	教育長 課長
中央公民館	館長
みささ図書館	館長
略	

19 略

20 北条町

機 関	職
略	
町 長 部 局	課長 出納室長
教育委員会事務局	教育長 課長
略	

機 関	職
略	
保 育 所	所長
国民宿舎員がら荘	支配人
略	
小 学 校	校長 教頭
略	

13 鹿野町

機 関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 次長 国民文化祭推進室長
略	

14 青谷町

機 関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 次長
略	

15～17 略

18 三朝町

機 関	職
略	
町 長 部 局	課長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
診 療 所	所長
教育委員会事務局	教育長 教育次長
略	

19 略

20 北条町

機 関	職
略	
町 長 部 局	課長
教育委員会事務局	教育長
略	

21 略

22 東伯町

機 関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 次長 人権推進室長

23 略

24 西伯町

機 関	職
略	
保 育 園	所長
略	

25～28 略

29 大山町

機 関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 課長
略	

30 略

31 中山町

機 関	職
略	
町 長 部 局	課長
略	

32 日南町

機 関	職
略	
病 院	院長 副院長 事務長 看護師長
教育委員会事務局	教育長 教育次長 課長
略	

33 略

34 江府町

機 関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 課長

21 略

22 東伯町

機 関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 次長 同和対策室長

23 略

24 西伯町

機 関	職
略	
保 育 園	所長
病 院	病院長 副病院長 医長 薬局長 事務長 総婦長
特別養護老人ホーム	所長 事務長
略	

25～28 略

29 大山町

機 関	職
略	
教育委員会事務局	教育長
略	

30 略

31 中山町

機 関	職
略	
町 長 部 局	課長 出納室長
略	

32 日南町

機 関	職
略	
病 院	病院長 副病院長 事務長 婦長
教育委員会事務局	教育長 教育次長 課長 センター長
略	

33 略

34 江府町

機 関	職
略	
教育委員会事務局	教育長

略

35～40 略

41 鳥取県東部広域行政管理組合

機 関	職
事 務 局	局長 次長 課長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。) 介護認定審査室長
鳥取県東部環境クリーンセンター	場長

略

42～46 略

47 日野病院組合

機 関	職
病 院	病院長 副病院長 局長 次長 課長 看護師長

48～53 略

備考

1 略

2 この表中「課長補佐（総務課に所属するものに限る。）」又は「課長補佐（総務課又は財務課に所属するものに限る。）」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。

略

35～40 略

41 鳥取県東部広域行政管理組合

機 関	職
事 務 局	局長 次長 課長 介護認定審査室長

略

42～46 略

47 日野病院組合

機 関	職
病 院	病院長 副病院長 局長 総看護師長 課長 看護師長

48～53 略

備考

1 略

2 この表中「参事（総務課又は町民課に所属するものに限る。）」とは、参事のうち職員の服務に関して監督的地位にある参事又は人事、給与、服務若しくは予算に関する事務に参画する参事をいう。

3 この表中「課長補佐（総務課に所属するものに限る。）」又は「課長補佐（総務課又は企画財政課に所属するものに限る。）」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定による通知を受け取るべき森林所有者中川富蔵の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人はいつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成15年6月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林保有者の所有に係る東伯郡泊村大字宇谷字水谷1497の5の土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により、平成15年3月14日付鳥取県告示第157号で保安林の指定施業要件の変更予定の告示を行った。
(告示の内容)
 - 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡泊村大字宇谷字水谷1947の5
 - 2 保安林として指定された目的
魚つき
 - 3 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 泊村役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年6月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成15年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 168,651,833円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部電子県庁推進課
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年6月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 庁内LANシステムの管理運営等業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成15年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 183,990,493円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部電子県庁推進課
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年6月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 電子情報処理組織を利用して行う事務処理（データ管理事務及び総務省統計事務）
の委託 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成15年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 79,790,655円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部電子県庁推進課
鳥取市東町一丁目220